

【地方分権改革について】

「地方分権」とは、

個性豊かな地域社会の形成、少子高齢化社会への対応といった、新しい時代の課題に対し、「画一・一律・硬直」から「多様・選択・柔軟」へという時代の大きな流れに的確に対応し得る、住民主導の行政システムに切り替えていくことです。

1 これまでの取り組み

平成12年の地方分権一括法により、機関委任事務が廃止され、国と地方は、法的には対等、協力の関係となりましたが、地方分権推進委員会が最終報告で示したように、税源移譲による地方税財源の充実・確保は、残された大きな課題でありました。

「三位一体の改革」は、こうした経緯を踏まえ、地方税財源の充実・確保、国庫補助負担金の廃止により国の関与をできるだけ排除することなど、真の地方分権の実現に向けた行財政の構造改革として取り組まれると考えられていました。

しかしながら、平成18年度までの「三位一体の改革」においては、画期的とも言える約3兆円の税源移譲が行われたものの、国庫負担補助金の廃止ではなく、補助率の引下げという手法が大部分を占めたため、国の関与が残るなど「地方の自由度を高め、裁量権を拡大する」という観点からは極めて不満が残るものでした。地方分権は、「未完の改革」にとどまっており、多くの国民の共感を呼び起こし、それを支えに改革をもう一度動かすことが必要です。

2 第二期地方分権改革に向けて

平成18年12月に、地方分権改革推進法が成立し、平成19年4月から、内閣府の地方分権改革推進委員会において、地方分権改革の推進に関する基本的事項を調査審議し、その結果に基づき、地方分権改革推進計画の作成のための具体的な指針を内閣総理大臣に勧告することとなりました。

平成19年7月に、全国知事会は、地方分権改革推進委員会に対し、「中間的な取りまとめ」に盛り込むように、

税収が地方歳出に見合ったものとなるよう、より一層の税源移譲が必要であり、当面、国と地方の税源配分5対5を目指すこと

地方交付税が地方固有の共有財源であることを明確にするため、「地方共有税」として国の一般会計を通さず特別会計に直接繰り入れをおこなう方式に改めること

国と地方の役割分担の見直しと一体的に権限・事務・財源を移譲すること

国庫補助負担金件数の大幅な削減、国の出先機関である地方支分部局の整理・合理化により、二重行政を廃し、国、地方を通じた簡素で合理的な行政組織を確立すること
などの提言を行いました。

平成19年11月に、地方分権改革推進委員会が、来春以降、政府に対し順次行う勧告の方向性を示す「中間的な取りまとめ」を公表しました。この取りまとめでは、国と地方の税源配分の見直しや地域間の財政力格差の是正に向けた具体策については、今後の議論に委ねたものの、分権改革の理念や検討の方向性を明確にしつつ、国の地方に対する義務付け・枠付けについて具体的な見直し方策を示したことは評価できるものであります。

来春以降、順次なされる勧告が、地方の意見を十分踏まえ、真の地方分権につながるものになるよう期待するとともに、地方6団体が、一致結束してこの第2期地方分権改革に力強く取り組んでいかなければならないと考えております。